

書評

辛德勇著

『建元与改元』

——西漢新莽年号研究——

目黒 杏子

本書の著者、辛德勇氏は北京大学歴史学系教授、中国古代史研究中心に所属し、中国歴史地理学、歴史文献学を専門とする、現在中国史研究において注目されている研究者の一人である。

本書は、前漢と王莽期、及び後漢初期にいたるまでの年号の使用に関する諸問題を扱った辛氏の既発表の諸論考を、改訂のうえ集成した論文集である。年号を主題としているが、著者の専門とする歴史地理や文献学の手法がふんだんに活用されている。

周知のように、年号を冠して年を表記する方式は、前漢武帝の治世の中期にはじまる。その年号創始の状況に関する『史記』や『漢書』の記述には曖昧な点があり、疑問をもった史家は少なくない。さらに金石資料への関心が高まった宋代以降、また簡牘を中心とする出土資料が激増した二十世紀以来、正史の紀年と文物資料の紀年との間の差異あるいは齟齬が、折に触れて指摘されてきた。

書評

本書は、こうした漢代の年号とその表記の実態に関する積年の

諸問題に対して、関係資料の集成、整理及び分析と読解、そして合理的解釈という歴史学の基本作業を徹底的に行うことによって、全面的な解決を図ろうとするものである。

以下、目次をあげ、各篇の主な論点を概観していく。

自序

上篇 重談中国古代以年号紀年の啓用時間（全十一節）

附論 漢元朔五年弩、錢郭銘文述疑（全三節）

中篇 漢宣帝地節改元事發微（全六節）

下篇 所謂「天鳳三年鄧都郡尉、磚銘文与秦故鄧郡的名称以及莽漢之際的年号問題（全十三節）」

附表…改訂西漢新莽歷史紀年表

上篇は、前漢武帝期における「年号紀年」制度（即位以来の年数ではなく、年号を冠して、改元からの年数を記す方式、制度）の形成過程の考察であり、論旨によって大きく四つの部分に分けることができる。

第一は、武帝中期までの紀年形式の実態、及び改元の起こりと意義とを、戦国時代以来の沿革とともに論じた部分である。中国史学を専門とする評者らが通常、前漢文帝や景帝期において、改元前と改元後の年とを区別するために用いる「後元」や「中元」は、当時の表記ではない。武帝即位後、一定の年数が経過することにより改元する方式がはじまり、武帝の場合、太初以前は六年ごとに改元された。その中で当時は年を、例えば「四元七年」（中私府鍾「銘文」というように表記していた。こうした漢代年号の基

礎的な事実がここで確認される。

なお、前漢ではじめて改元を実施した文帝の意図について、著者は、皇帝本人も含めた国家の長寿を願い、天命ないし天数の更新を企図したという。そしてこうした改元の意味は戦国時代の改元とは異なること、さらに武帝以降、前漢の諸皇帝に特有の一定周期の改元は、「術数」の影響を受けたものであることが指摘される。^③

第二は、武帝中期の年号の導入に関する事実関係の精査で、具体的には、『史記』巻二十八封禪書と『漢書』巻二十五郊祀志所載の有司上奏、及びその関連史料（主に『漢書』卷六十四下所収の終軍の上奏^④）の解析、さらにそれらに関する史家の諸説の検討が中心となる。

「建元」（前二四〇～一三五）・「元光」（前二三四～一二九）・「元朔」（前一二八～一二三）・「元狩」（前一二二～一一七）という四つの年号は、いつの時点で、どのような経緯で決定されたのか。それを直接に語る有司上奏には脱文があるとされるだけでなく、その年代についても諸説紛々としている。さらに、決定された年号が文書などに追記されたのがいつなのか、歴代の史家はそれぞれに見解を提示している。

著者はそうした諸説を丁寧と比較検証し、班固による封禪書の文章の改訂状況も論じ、関連史料と照合しながら事実関係を整理していく。結論として、年号の決定と導入に関する議論はいわゆる「獲麟」を契機として起こり、それを結実させた有司上奏は元鼎三年（前一一四）の時点であったことが示される。なお、これら四つの年号のうち、「元朔」については由来がはっきりとせず

諸説あったが、著者は史料にみえる当該期の天文現象の中から適合的な現象を探し出した。今後定説となるとみてよいだろう。

第三は、第二の部分に引き続き、「元鼎」（前一一六～一一一）・「元封」（前一一〇～一〇五）の二つの年号決定の時点を示明らかにしつつ、その政治的背景や公文書における表記の実態を考察する。元鼎三年の時点で、それ以前の四回の改元に対応する年号が決定したが、当時の表記ではこの年は「五元三年」であり、翌年の宝鼎出現の瑞祥を待ってはじめて「元鼎」という年号が決定された。「元封」の場合は、改元して六ヶ月目に、封禪奉行によつて年号が決定された。このように改元の時点と年号決定の時点とが比較的大きくずれる場合があるのが、当時の実態であった。さらに、公文書において「年号紀年」方式が正式に導入されたのは太初以降と目される。武帝期の年号決定は、当時進められていた諸侯王対策の一環をなし、皇帝と諸侯王との権威の違いを年号表記によつて可視化する意図のもとではじまり、太初改暦を中核とする諸制度改革の一角として、制度上においても確定することとなった。

第四は、附論も含め、とくに武帝期前半の年号の記された伝世の文物について論じ、その扱いについて注意と精査の必要とを喚起する内容となっている。

上篇を通じて、典籍史料の記載を整理し、それを出土状況に信頼のおける文物によつて補強して、確かな時系列が復元されている。一見それを覆すかにみえる武帝期前半の年号を記した文物は実際に複数存在するが、著者の見立てに拠れば、それらは実は信頼できない伝世品ばかりだという。その代表例が附論で取り上げ

られた「元朔五年」鐵郭の銘文で、著者は用語や制度の考証に基づき丹念にその偽物たる証拠をあげていく。

そして著者は、金石銘文と典籍史料においては後者を根本として、つつ相互に考証すべきとする王国維の提言を改めて喚起し、一部にみられる、金石資料による典籍史料の安易な改訂に警鐘を鳴らす。これは、中篇や下篇にもみられる、本書に一貫した著者の姿勢である。

中篇は、宣帝期の「本始」(前七三―七〇)から「地節」(前六九―六六)への改元にまつわる問題の解決に取り組んだ論考である。

武帝期にはじまった一定の年数ごとに改元する方式ののっとり、宣帝期には一貫して四年ごとに改元が行われた、と考えられてきた。評者らが普段用いる歴史年表も、それに基づいてつくられている。しかし、二十世紀初頭に発見された敦煌漢簡及び旧居延漢簡中に「本始六年」(前六八)、「地節二年」と同年の紀年をもつ簡があったことが端緒となり、伝世の典籍史料からは窺い得なかった問題の存在が明らかとなった。

著者はこの問題を、西北辺境出土漢簡中の紀年簡や、近年発掘された当該期の銭范を中心とする文物資料によって、「本始」から「地節」に改元された時点を正確に割り出し、そして典籍の記すその時点における中央の政治情勢から改元の実情を究明する、という二つの段階を踏んで解決しようとする。

第一段階では、まず、陳夢家の居延・敦煌漢簡中の紀年簡の集成と典籍史料との照合による改元時点(改元月)確定の手法を忠

実に継承しつつ、新居延漢簡や一部の敦煌景泉置漢簡から採録した紀年簡を加え、前漢後半期の改元の時点を割り出し、次にそれらの比較と分析から、公文書における改元前後の年号の表記にかかわる諸原則を抽出していく。そして「本始」と「地節」の二つの年号の使用状況を把握し、改元の時点は本始六年正月下旬以降、五月十四日以前という期間を割り出した上で、それらの諸原則に照らすと、漢簡上で二つの年号が二年にわたって併存しているという事実は、改元の前後に起こり得る、通常の年号表記の揺らぎからは説明できない、非常に特殊な状況であったことが判明する。

第二段階は、「本始六年」簡に関する王国維の着想をさらに深め、『漢書』中の関連記述を詳細に読み込むことによって、「本始」から「地節」への改元の特異な政治的背景を再構成することが中心となる。

表向きは武帝の遺命をまもり帝室の輔弼に徹した忠臣として高く評価される霍光という人物には、事実上の最高権力者として帝位すら自在に操った権臣としての裏の像が常につきまとう。著者はこの裏の霍光像を、権力闘争の状況分析を通じて掘り下げ、「本始六年」という紀年の存在を、霍光専政下で昭帝から宣帝への皇帝の交替すら関わりなく、六年ごとに改元する方式が継続された状況の反映とする。そして霍光の死去(本始六年三月「地節二年」)と宣帝の親政開始という政治の大転換の中で、改元年数の変更や、二年を遡つての新年号の追記といった異例の事態が起こったと考える。

さらに、地節という年号は地震を由来とするが、それは本来年号の由来としてふさわしい瑞祥ではなく、むしろ災異である。だ

が、宣帝自身の学術知識や当時の儒学の状況を踏まえ、地震を外戚等の権臣の専権に対する災異と解釈とした例が『漢書』卷二十七五行志に散見されることと結びつくと、地震に由来する「地節」という年号の制定は、霍氏に対する宣帝の牽制、警告と解説することができると。

二十世紀の出土資料によって判明した、一見典籍の記述に背馳する不可解な状況が、様々な資料を駆使してこのように整合的合理的に説明される過程は非常にあざやかである。

陳夢家が先鞭を付けた紀年簡の集成による改元の研究は、著者も部分的に用いた敦煌県泉置漢簡の写真と釈文の全面公開を待つて、今後進展することが見込まれる。その際、現段階で絞り込むことのできる改元の時点ないし期間を一覧にした本書の末尾の「改訂西漢新莽歴史紀年表」は、確かな基礎となり得る。

しかしながらその一方で、著者は、紀年のある多様な文書簡のうち、数ヶ月ごとに作成される簿籍類や事後に総括的に記される爰書などの簡、あるいは文字が不鮮明で釈読に同意しかねる簡を、改元時期の特定に不適格として排除している。ある簡がどのような文書の一部で、そこに記された紀年が、その文書の作成された時点の紀年なのか、それとも数ヶ月後に改元を経てから記された紀年なのか、といった判断は逐一の説明を要する。断簡や文字の不鮮明な簡であればなおさら、様々な可能性が生じることになる。漢簡を用いた漢代文書行政研究の中心的な課題の一つとして、研究者間でこれら種々の文書の性質や作成過程に様々な見解が示されている現状からすれば、著者が示した判断や説明に対して、疑問や異論をもつ研究者も少なくないだろう。

その意味で、中篇の第一段階の考証において示された、適切な紀年簡を選定する基準や原則は、漢代文書研究の観点から十分に検証される必要があることは、注意せねばならない。

下篇では、「天鳳三年鄯郡都尉」磚銘の真偽の考証を出発点として、前漢末期の哀帝の「太初元将」から王莽期の「始建国」・「天鳳」・「地皇」、そして後漢の光武帝の「建武中元」に至る年号の構造と性質における継承性の考察、さらに王莽期の暦と改元をめぐる政治過程にまで議論が展開されていく。

考証は、銘文を「天鳳三年」、「鄯郡」、「都尉」の三つの語句の分割し、それぞれの王莽期における妥当性を検討する手順で進められる。最初にとりあげられる「鄯郡」の検討は、著者に専論がある統一秦の「三十六郡」の研究とも関連し、さらに王莽期の郡名変更の傾向分析も含む。次に「都尉」という官職名が王莽期に存在し得るか否か、墓誌銘に碑を使用するような状況が当該期にあり得るか、といった点が手早く検討される。そうして最後に残った「天鳳三年」という紀年の検討が、本篇の主眼である。

この紀年を両漢交替期における年号表記の実態と傾向から検討する中で、著者は宋代の金石学以来、あるいは漢簡の発見以来しばしば指摘されてきた一つの問題を改めてとりあげる。それは、『漢書』では「始建国」（九・一三）・「天鳳」（一四・一九）・「地皇」（二〇・二二）などと記される王莽期の年号について、当該期の金石資料や簡牘には、「始建国天鳳」・「始建国地皇」・「新始建国天鳳上戊」などと、典籍と異なる表記がみえるが、そういった事態はどのような事情のもとでいかに出来たのか、という問

題である。

著者はここでも歴代の史家の見解を丁寧検討し、典籍と金石資料とを相互に参照しながら、王莽の年号の前後に出現する哀帝の「太初元将」や光武帝の「建武中元」の分析も交え、正式の年号と省略表記の習慣、金石資料にみられる年号の裝飾的表記の様式を明らかにする。そして、王莽の即真当初の改暦やいわゆる「上戊曆」の内容、「始建国」「天鳳」「地皇」の年号の意味と改元の具体的事情とを対応させながら詳細に考察していく。

「始建国」の「始」は始皇帝の「始」と同様に「永遠」の意味をもつ、あるいは「天鳳」には本来災異である彗星の出現を吉兆に転化する発想がみられる、また「地皇」は三統曆によって体系化された三万六千年という長大な曆の計算の中で考案された、といった諸々の解釈は、政治や社会情勢との対応が示されることで、説得力をもつてくる。こうした年号の意味の解釈と当該期の年号の形式変遷の過程とが両輪となって、当該期の年号の歴史を立体的に描き出す点もまた、本篇の大きな特徴といえる。

とくに評者が興味深く感じたのは、王莽期の「上戊曆」の実態や、三統曆に基づく年号の構想に体现される、宇宙の真理と王朝の永遠に対する強い希求である。また王莽のこうした構想や施策の創出は、実は典章制度に関する武帝の諸施策の影響を受けていたという指摘は非常に新鮮であった。さらに「赤精子之讖」を信じ自身の延命と漢王朝の延祚とを願った哀帝の姿と王莽との類似が示された点は、謎めいた讖緯が大量に回り、権力の正当性を左右するものとして強い影響力をもった時代背景と、権力者の精神性とを改めて考える契機となる。

下篇を通じて行われる典籍、簡牘、金石資料を網羅した当該期の年号の系譜の復元は、簡牘のみを資料とした従来の王莽期の年号の研究の缺を補うものである。そしてここに提示された論点や成果は、近年とくにさかんになっている王莽の思想とその王権の特質や国家制度の研究の中で、あるいは両漢交替期の諸政権の思想的背景を考える上で、今後深められるべきである。

以上の三篇を通じて、一見したところ美辞麗句に過ぎず、固定的で変化に乏しいために等閑視されがちな年号というものが、その誕生の当初から、皇帝權威の象徴として強い政治性を帯び、政治情勢と密着しながら、ときの皇帝や国家の意志を顕示する機能を發揮していたことが、緻密な考証の積み重ねにより、改めて浮き彫りになった。そうしてとらえ直されたことによつて、「天子の神聖な權威の象徴」である年号は、単なる公文書の表記やその制度を越えた、生々しい政治状況を映し出す鑑ともなった。その意味で、本書は年号を視角とした漢代政治史研究の様相をも呈するといえる。

そして本書に一貫する、「象徴」たる年号にこめられた政治的な意図や機能を、事実の確定と実態の考察の積み重ねによつて周到に論じていく手順には、著者の考える年号の歴史的意義とそのしかるべき研究方法とが明確に提示されている。そこから、本書は年号とそれにかかわる諸事象、諸制度の展開、及びその社会的背景を考究する上で、今後踏まえるべき重要な研究に位置づけられよう。

また本書を通じて著者は、歴史事実の復元と配列という歴史学

の基本的な作業のあり方を、繰り返し訴えている。とりわけ、王国維の金石資料の考証に関する業績や研究姿勢にしばしば言及しているが、評者はここに、改めて王国維の提唱した「二重証拠法」の基本を守株し、そこに立ち返ろうとする著者のメッセージを感じた。

先人が校訂や考証を重ねてきた典籍史料を時系列の基幹として、それとの整合性を第一に探りながら、信頼できる考古学的発掘を経た文物資料を整理、配列する。そうして構築された確実な時系列に基づいてはじめて、ある歴史事実が出来る社会的政治的背景を合理的に考察していくことが可能となり、あるいは真偽のわからない文物資料の信憑性を判断することも可能となる。中国古代史分野において、出土資料が圧倒的な勢いで増え続ける今日であればこそ、今一度確認しなければならない事柄を、著者は実践してみせた、ともいえるだろう。こうした注意喚起に接することは、とくに若い研究者にとって必要ではないかと思う。

一方、本書の自序に、年号の問題は必ず政治や制度、思想、文化といった歴史学の多方面に波及していくことが述べられている。本書が、年号の形式や制度、政治背景を中心としながら、その後にある学問的な社会思想的背景にも言及している点は、そういう年号の複合的性質に対する認識とおおむね合致している。ただ、評者の問題意識にひきつけてあえて言えば、改元や年号の背後にある学問や社会通念の詳細は、いまだ突き詰められていない問題として残されている。

具体的に言えば、著者は、年号や改元に影響を与えた学問ないし思想として、術教や災異、斉詩学派、図讖などをあげ、ときと

してその内容と個々の年号の関わりに踏み込んで論じているが、そういった個々の関連性を束ねた大きな思想の潮流そのものには及んでいない。今後は、本書で示された個々の関連性を問題提起として受け止め、年号を視角として漢代学術ないし思想の潮流を追究していくことが、一つの課題となるだろう。それは、漢代の王権をめぐる思想や言説の展開を明らかにしていくことに他ならない。

そしてそれが、本書で行われた漢代年号の制度史と政治史の考察と組み合うことで、漢代年号の歴史の全体像を把握し、王権とそれによる支配の具体的過程を考えることへと繋がっていくはずである。

さらに、年号の意味を構成する要素の一つである福祐獲得や厄除けの願いは、それ自体は決して政治のレベルにのみとどまるものではない。皇帝から一般庶民まで、漢代社会に生きる人々は、長寿や生活の安寧といった願望を等しく懷いていただろう。年号や改元もまた、「日書」などの出土資料を通じて明らかにされつつある、先秦・秦漢時代の人々を取り巻いていた社会習俗や通念、信仰の実態と同じ土壌に生育していた、と考える余地も多分にあるのではない。本書において明らかにされた年号や改元の政治性に加えて、それらの通俗的性質や社会性を追究していくことも、今後、秦漢期の王権の性質や社会的土壌を考える論点となり得るだろう。

以上のように、評者は本書を主に漢代王権思想研究のひとつの成果として受け止めた。もちろん、伝世及び出土文物や簡牘資料の扱いといった面からの具体的な批判が必要であることは承知し

ているが、それに及ばなかったにはひとえに評者の能力不足によるものである。恐縮ながら、他の読者にゆだねたい。

①「中私府鍾」銘文は『漢代銅器銘文選釈』（作家出版社、二〇〇七年）

「拓本」篇所載。この表記形式は、『史記』卷二十八封禪書に、「有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二数」とある年数の数え方と一致する。

②こうした前漢における一定の年数での改元については、津田左右吉の考察がある（『漢代政治思想の側面』第三章「改元」、『津田左右吉全集』第十七卷、岩波書店、一九六五年、所収）。津田は、改元を漢室の生命力更新のための呪術とみなした上で、「一定の年数を隔てて改元するのは、その期間に小さい歴運の盛衰があると見たからではあるまいか」と推測し、『淮南子』天文訓や『史記』卷二十六曆書所載「曆術甲子篇」の記述との関係を指摘している。

③この問題に関する我が国の研究としては、古くは藤田至善「史記漢書の一考察——漢代年号制定の時期に就いて——」（『東洋史研究』第一卷五号、一九三六年）、及び「漢武帝の年号制定について——雷海宗「漢武帝建年号始於何年？」の批判——」（『東洋史研究』第二卷一号、一九三六年）があり、ほぼ同様の結論を出している。

④『秦漢政区与边界地理研究』（中華書局、二〇〇九年）参照。

（四一〇頁 中華書局 二〇一三年七月）
（京都大学人文科学研究所助教）